

令和6年度第2回成田警察署協議会

1 開催日

令和6年9月3日（火曜日）

2 開催場所

成田警察署

3 出席者

・協議会委員 9人 ・警察署 15人

4 業務報告

- (1) 頼れる、誇れる、思いやりのある千葉県警察の取組状況について
- (2) 成田警察署における外国人安全総合対策について
- (3) 祇園祭の警備結果について
- (4) 令和6年7月末現在の犯罪情勢について
- (5) 令和6年7月末現在の交通事故発生状況等について

5 警察署からの諮問事項

【諮問】駐車監視員のガイドラインについて

【答申】活動エリアにはない成田市土屋地区においても違法駐車車両の取締りをお願いしたい。

6 委員からの要望・意見等

- (1) 【質問】住宅地を車で徘徊していたり、歩きながら敷地内をのぞき込んでいるような不審な行動をする外国人を認めた際には、どのように対応したらよいか。
また、通報する際には、どのような情報があると良いのか。更に、通報した場合、警察はどのような対策をとってくれるのか。

【回答】不審な外国人を認めた際には、躊躇することなく110番通報または警察署へ連絡して下さい。通報が早ければ早いほど、対象者を確保する確率が高まり、不審点の解明にも繋がります。

通報する際には、見たままの状況を正確に伝えて下さい。具体的には、不審者の人相や服装、また使用車両があれば、車種、塗色、ナンバー等がわかれれば伝えて下さい。

警察では、通報があった場合には、速やかに現場に警察官を派遣し、不審者の確保にあたります。確保し職務質問した結果、法令等に抵触する場合には検挙し、不審点等が解明されれば指導等を実施します。

また、確保には至らずともそのような情報については、記録化を図っており、情報共有され以後の警戒の参考としています。

(2) 【質問】近年、違法薬物（覚醒剤・大麻）が中高生などに急速に蔓延していると聞きます。千葉県内及び成田警察署管内における薬物事案にかかる検挙状況について教えて頂きたい。

【回答】令和5年中の県内の違法薬物にかかる検挙人員は、約800人でした。

内訳は、覚醒剤取締法違反者が約400人、大麻取締法違反者が約300人、その他が約100人となり、大麻取締法違反者は年々増加傾向にあります。

当署管内では、違法薬物事案にしめる大麻取締法違反者の割合が圧倒的に高く、覚醒剤取締法違反者の3倍以上となっております。年齢別にみると、20代の割合が最も高くなっています。

なお今後、大麻については厳罰化されます。

昨年12月6日に改正大麻取締法が国会で可決され、新たに大麻使用罪が創設されました。近日中に同法が施行される見込みです。

【質問】中高生に対する薬物教育などの現状について、お伺いしたい。

【回答】薬物乱用の低年齢化については、当署としても非常に危惧しており、中高生にかかる薬物乱用防止教育を強化しているところです。

本年は既に7校に出向き、薬物乱用防止教室を実施しております。引き続き、出前型の教育を推進していく所存です。

(3) 【質問】小学校高学年に対する薬物乱用防止教室は、実施していますか。

【回答】現在のところは、実施しておりません。

実施すべきか否か、今後、慎重に検討していきたいと考えております。

7 答申等に対する措置結果

【要望】JR成田駅東口交差点を渋滞緩和のため歩車分離化して欲しい。（令和6年度第1回警察署協議会にての要望）

【措置】渋滞緩和に向け信号サイクルの変更を実施した。

8 その他

なし